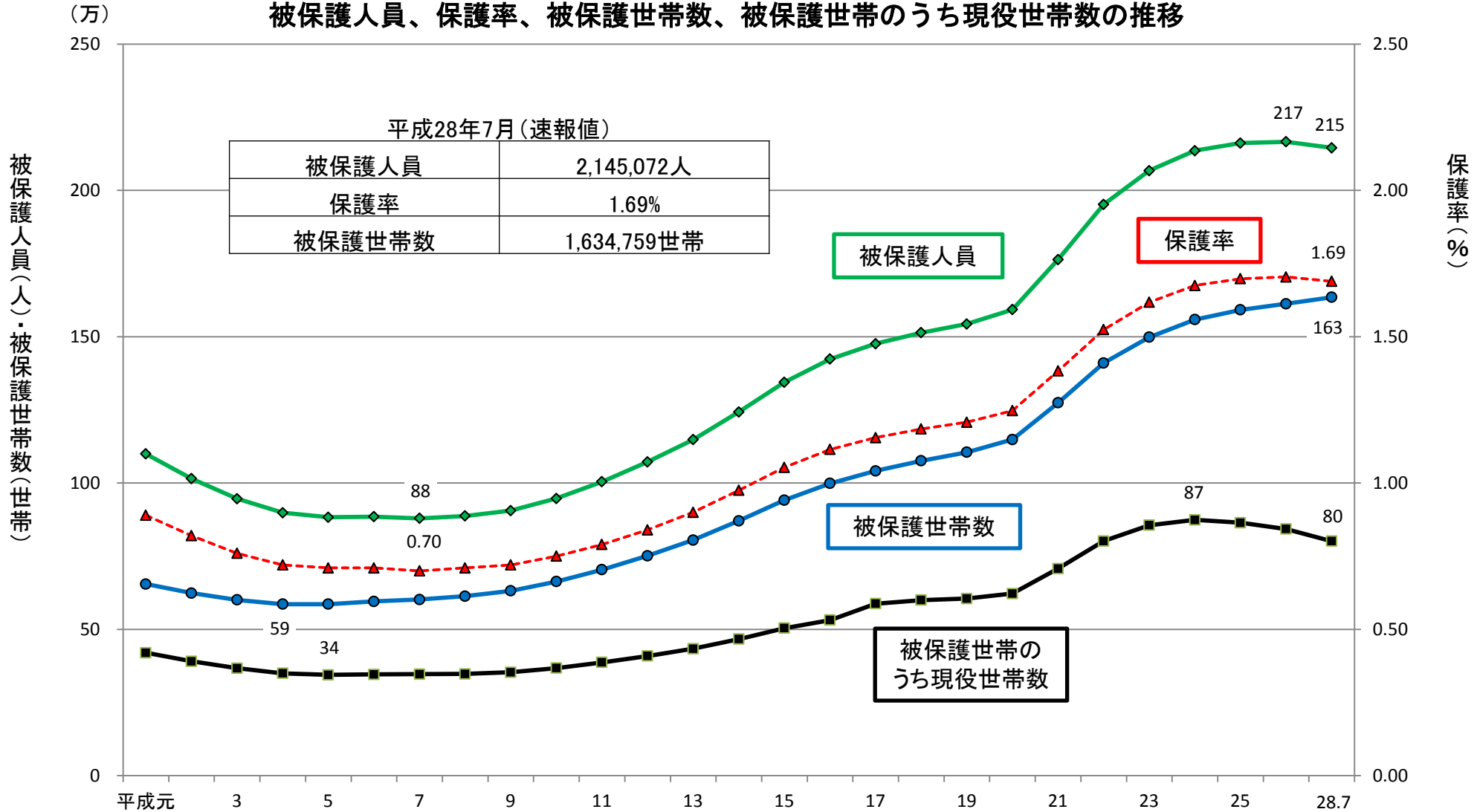


生活保護

生活保護制度の概要

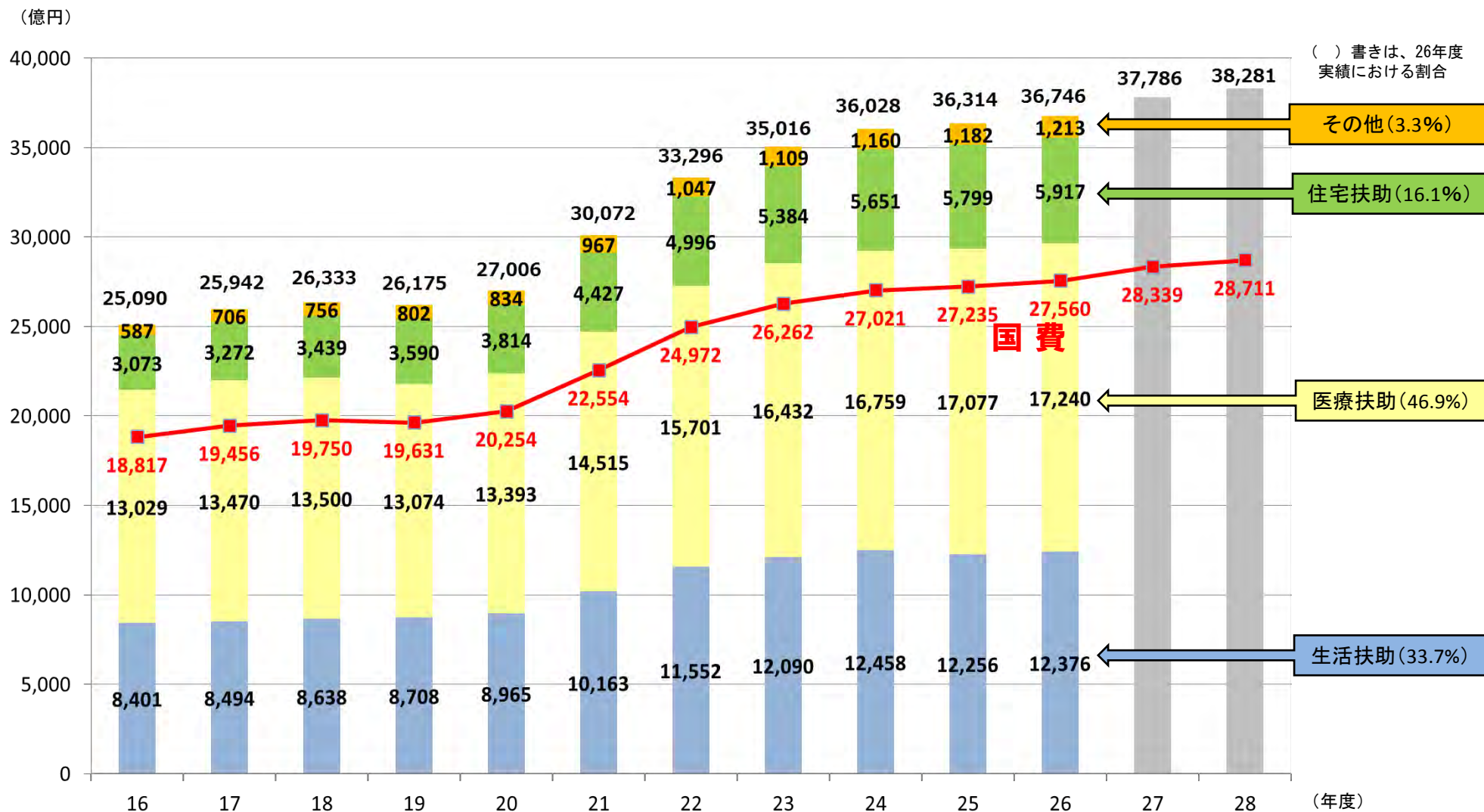
- 生活保護は、資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施するもの。
- 生活保護受給者は、約215万人であり、平成23年度に過去最高を更新したが、足下ではほぼ横ばい。
- 世帯数で見た場合、高齢者世帯を除く現役世帯は、足下では減少傾向にある。

被保護人員、保護率、被保護世帯数、被保護世帯のうち現役世帯数の推移



(出典)厚生労働省「被保護者調査」、平成24年3月以前の数値は「福祉行政報告例」

【参考】生活保護費(事業費ベース)の推移



(出典) 生活保護費負担金事業実績報告

(注) 平成26年度までは実績額、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額

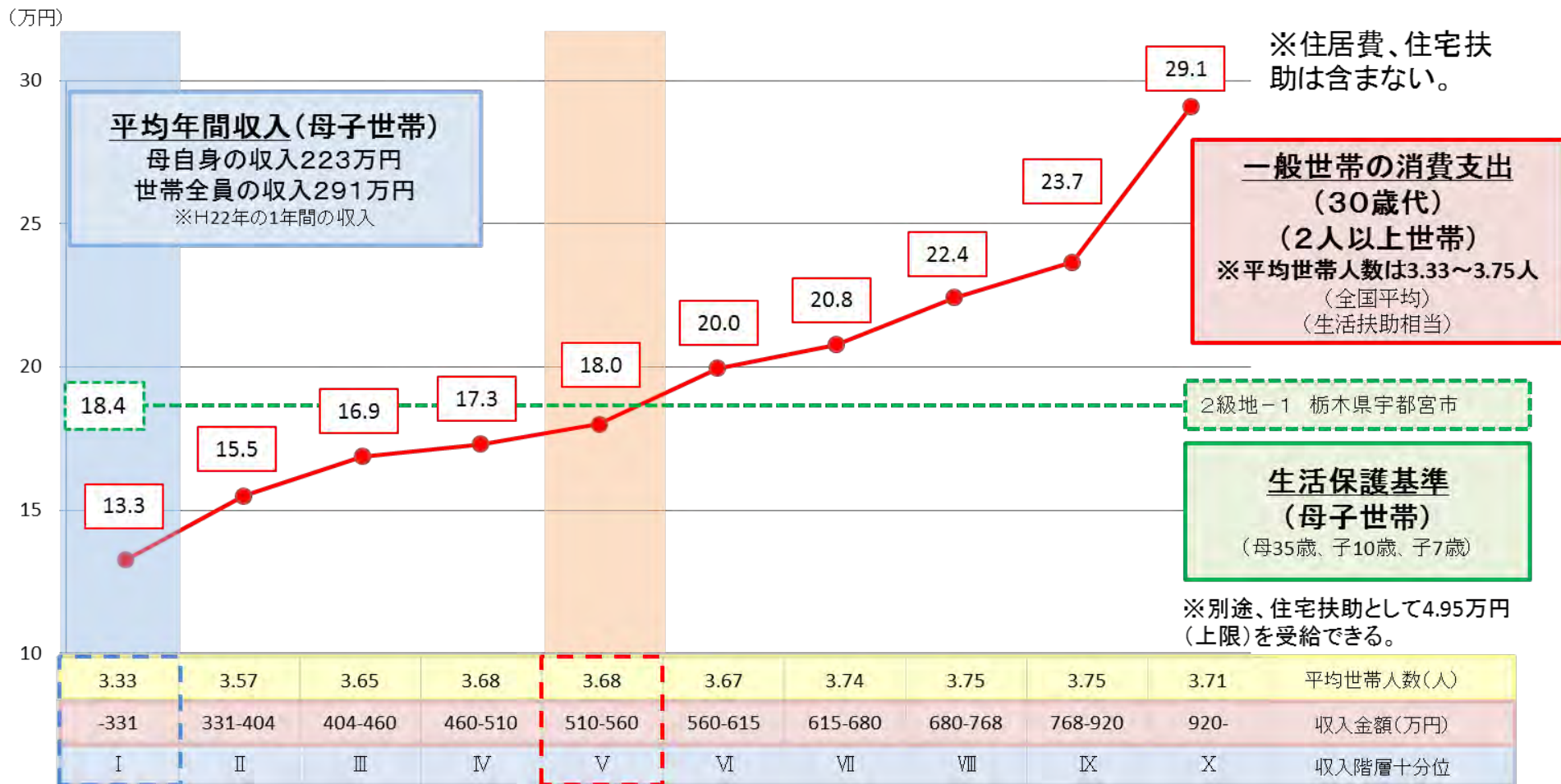
経済・財政再生計画及び改革工程表における改革項目等(生活保護)

改革項目	経済・財政再生計画	改革工程表	番号
<ul style="list-style-type: none"> 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し 	<p>足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進 → 2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む） 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する 	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>
<ul style="list-style-type: none"> 不適正事案への対応 	<p>検討の視点等</p> <p>生活保護世帯数に占める不正受給件数の割合は、以前より高くなっている。また、最近では、一例として高額薬剤に絡む不適切な事案も発生している。生活保護制度が適正に運営され、国民から信頼される制度とすることが重要。</p>		<p>④</p>

【論点】

- 生活保護制度によって保障される「生活扶助」水準は、母子世帯（母、子2人）においては月18.4万円（2級地-1）になっており、これを一般世帯の消費支出と比較すると、第5・所得十分位相当となっている。これは年収に換算すると、500万円を超える世帯の消費支出と同水準であることを意味している。

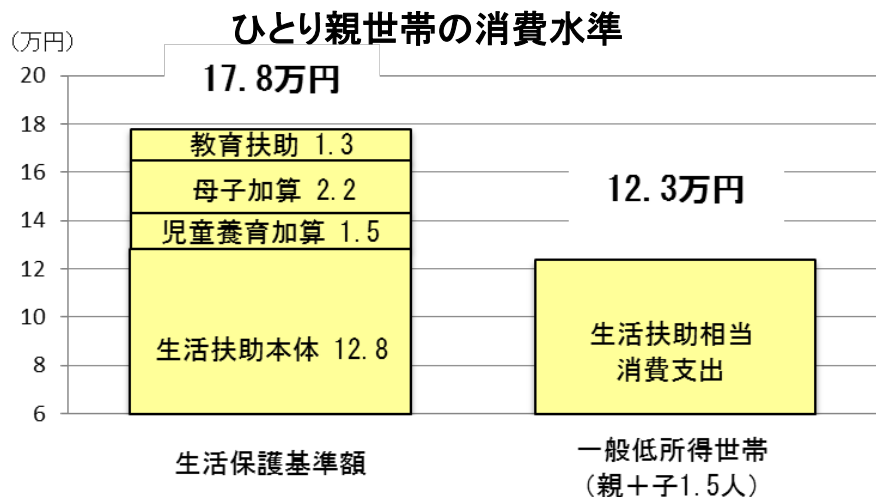
1月当たりの生活保護基準と消費支出（母子世帯(子2人)のケース）



(出典) 総務省「全国消費実態調査」(H26年) (注) 一般世帯の消費支出(生活扶助相当)については、消費支出全体から、住居(住宅扶助相当)、保健医療(医療扶助相当)、教育(教育扶助相当)、厚生労働省「全国母子世帯等調査」(H23年度) 自動車等関係費(生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可)、NHK受信料(生活保護受給世帯は支払免除)等を控除して算出。

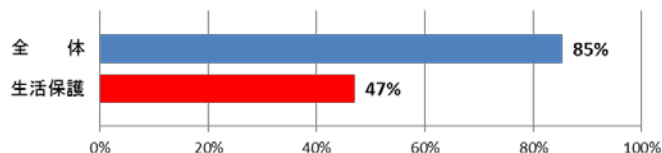
【論点】

- 就学児を抱えたひとり親世帯に対する加算・扶助を加味した生活保護水準は、一般低所得世帯（年収300万円未満）の世帯における消費実態と比べるとはるかに高い水準となっている。
- 母子加算がかつて廃止された同時期に、学習支援費（教育扶助）等が創設され、子どもの学習経費等に係る支援が行われているが、平成21年度に、母子加算は復活されている。
- これだけの水準の金額が毎月保障されていることで、就労に向かうインセンティブが削がれている可能性がある。



(注)一般低所得世帯(世帯収入300万円未満)の生活扶助相当消費支出額は、全国消費実態調査(平成26年度)の世帯類型別データに基づき財務省で試算。生活保護基準額は、一般低所得世帯の級地別世帯数や子の構成が不明なため、級地区分は2級地-1、子の構成は中学生として算出。教育扶助は、基準額と学習支援費の合計額。

母子世帯の就労率



(出典)総務省「労働力調査」(平成26年度)
厚生労働省「被保護者調査」(平成26年度)

有子世帯の各種加算・扶助

		子1人の場合・1か月分の支給額(円)			
		未就学児	小学生	中学生	高校生
児童養育加算	児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの	15,000	10,000		—
母子加算	子どもの貧困解消を図るため、ひとり親世帯の生活保護受給世帯に対し支給するもの	19,620～22,790 廃止後、復活			
教育扶助 (基準額) (注)	文房具などの学用品、校外活動費、通学日用品費等の購入に必要な経費	—	2,210	4,290	5,450
教育扶助 (学習支援費) (注)	学習参考書購入費、課外クラブ活動費に必要な経費	—	2,630	4,450	5,150

(注)高校生は高等学校等就学費(生業扶助)

母子加算廃止の際に創設

【改革の方向性】 (案)

- 加算を含めた生活保護の「生活扶助」の保障水準については、次回、平成30年度の生活保護基準の見直しに向け、一般世帯の消費支出と比べ、不公平感を招く水準とならないように検討すべき。
- また、有子世帯の加算・扶助についても、同じく生活保護基準の見直しに向け、その在り方・水準について、検証を行うべき。

【論点】

- 生活保護は、各地の生活水準に合わせて、6つの区分で支給が行われてきている（1級地-1、1級地-2、2級地-1、2級地-2、3級地-1、3級地-2）。
- この区分（級地区分）については、昭和62年度以降見直しがされておらず、同じ級地区分の中の自治体で消費実態が大きく異なっている。
- また、市町村合併に際しては、新市町村における最高の級地がその市町村全域に適用されることとされており、いわゆる平成の大合併を経て、上位の級地に属する市町村割合が増加している。

級地区別の最低生活保障水準

(単位:万円/月)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯 (夫:20~40歳、妻:20~40歳、子:3~5歳)	16.0	15.4	14.7	14.3	13.7	13.2
高齢者単身世帯 (70歳~)	7.6	7.3	6.9	6.7	6.4	6.1

(注)平成28年度の生活扶助額の例。

生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について

(S41.5.18厚生省社会局長通知抜粋)

1 市町村の合体、編入又は境界変更により異なる級地の地域が、同一の市町村の区域に属することとなる場合は、当該市町村の全部の区域について、(略)最も高い級地区分を適用すること。(略)

市町村合併による級地変更の例

平成17年4月 京北町(3級地-1) ⇒ 京都市(1級地-1)
 平成22年3月 江迎町、鹿町町(3級地-2) ⇒ 佐世保市(2級地-2)

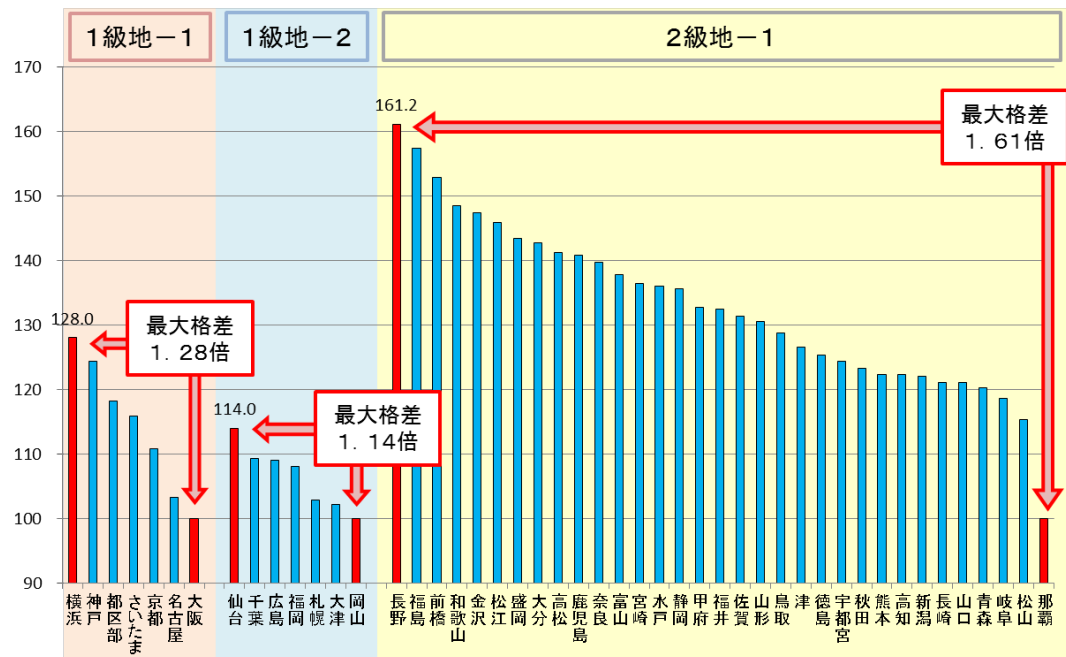
級地区別市町村数・被保護人員構成割合

(単位:%)

	自治体数		被保護人員	
	平成7年度	平成26年度	平成7年度	平成26年度
1級地	3	6	48	57
2級地	7	12	24	24
3級地	90	82	28	19

(出典)厚生労働省「被保護者調査」

都道府県庁所在地の級地区分と消費実態



(出典)総務省「全国消費実態調査」(平成21年)

(注)収入300万円未満の2人以上世帯について、生活扶助相当の消費実態額を財務省で試算した上で、各級地の最小金額の都市を100として指数化

【改革の方向性】(案)

- 次回、平成30年度の生活保護基準の見直しに合わせて、級地区分についても検証・見直しを行うべき。平成の大合併に際して、消費実態の検証がないまま、上位の級地に区分されてきている。平成の大合併が一区切りした今こそ、見直しを行うべき。

【論点】

- 生活保護受給者は、自己負担なく、医療を受けられることもあり、患者（生活保護受給者）側にも、医療機関側にも、モラルハザードの問題が生じやすい。
- 特に、医療扶助における頻回受診については、その適正受診指導が強く求められるところ。
- しかしながら、主治医・自治体の嘱託医に確認の上、頻回受診者であることが確認されている「適正受診指導対象者」(注)に対する改善率は約4割台に留まっている。

(注) 頻回が疑われる者のうち、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていたと認められる者

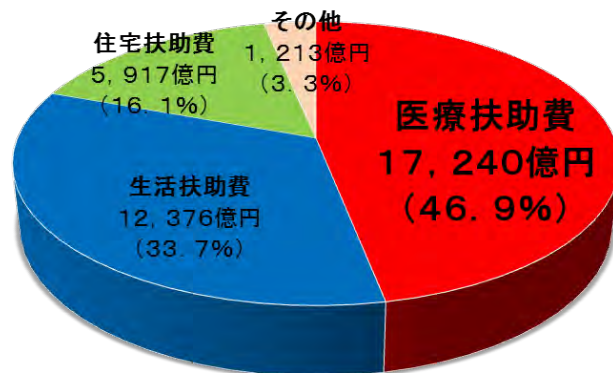
入院外の1月あたり受診回数

	1日	2日	3日	4日	5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～25日	26日～	計
医療扶助	44.7%	23.8%	11.5%	6.2%	3.7%	6.7%	2.1%	0.8%	0.4%	0.1%	100.0%
国民健康保険等	49.5%	23.6%	11.1%	5.7%	3.2%	4.8%	1.4%	0.4%	0.2%	0.1%	100.0%

(注)「国民健康保険等」は、「国民健康保険」「後期高齢者医療」「協会(一般)」「組合健保」の合計。

(出典)医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)、平成26年度医療給付実態調査

生活保護費の内訳



(出典)厚生労働省「生活保護費負担金実績報告」(平成26年度)

生活保護における頻回受診の適正化状況

	受診状況把握対象者数 (頻回受診者)	適正受診指導対象者数 ①	改善者数 ②	改善者数割合 ②/①
平成24年度	18,969人	4,146人	1,949人	47%
平成25年度	16,526人	4,012人	1,844人	46%
平成26年度	15,462人	3,809人	1,749人	46%

(注1)「頻回受診者」は、「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている者」である。

(注2)「適正受診指導対象者」は、頻回が疑われる者のうち、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていたと認められる者である。

(出典)厚生労働省資料

【改革の方向性】(案)

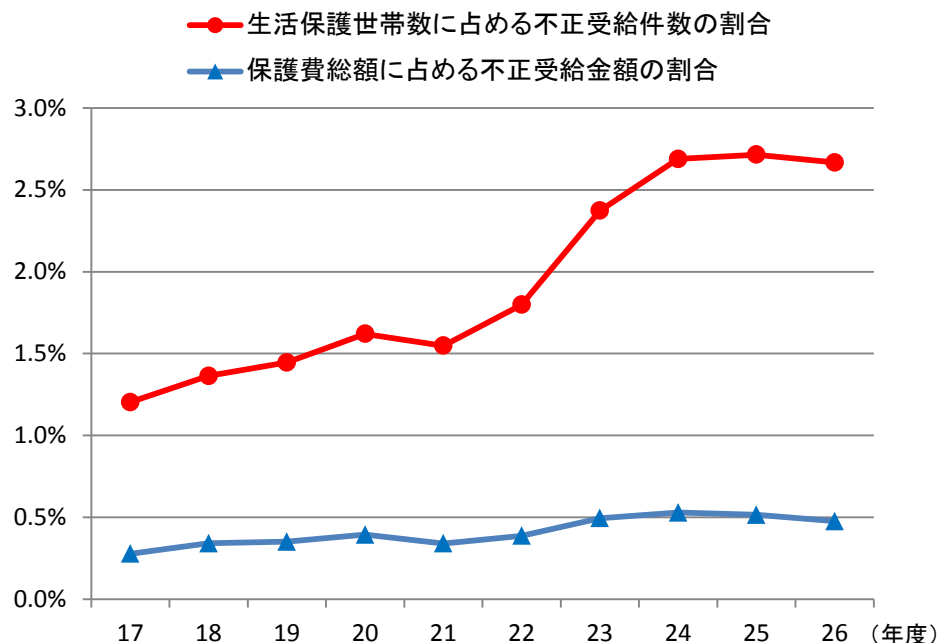
- 頻回受診の抑制に向けて、受診指導を受けてもなお改善につながらない頻回受診者については、例えばその費用について一定の自己負担を求める措置や受診回数の制限など実効性ある改善策を検討し、必要な措置を講ずべき。
- また、頻回受診者が著しく多い等の医療機関について、内容審査の上、個別指導の徹底を図るべき。

不適正事案への対応

【論点】

- 生活保護世帯数に占める不正受給件数の割合は、以前より高くなっている。
- また、最近では、一例として、高額薬剤に絡む不適切な事案も発生している。
- 生活保護制度が適正に運営され、国民から信頼を得ていくことが、制度の持続性を確保する上で重要な問題。

生活保護における不正受給の状況(過去10年)



(出典)厚生労働省資料

「C型肝炎新薬を詐取—3容疑者逮捕 生活保護を悪用—」

(平成28年6月22日毎日新聞)

医療費が無料になる生活保護制度を悪用してC型肝炎の新薬「ソバルディ」をだまし取ったとして、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊は21日…男女3名を詐欺容疑で逮捕した。

逮捕容疑は1～3月、生活保護制度を悪用し、相模原市内の病院から3回にわたり、ソバルディ計84錠(約520万円相当)を無料でだまし取ったとしている。いずれも容疑を認めているという。

…ソバルディは米製薬会社が開発し、国内では昨年5月に発売されたC型肝炎治療薬。日本人のC型肝炎患者の約3割を占めるタイプが対象で、臨床試験で95%と高い有効率が確認されている。重い副作用を伴うことがあるインターフェロン注射が不要になり、1日1錠の服用で治療期間が12週間と短い。

その画期性などから、当初は1錠約6万1800円と高額だった。今年4月からは年間売り上げが想定を超えたことなどから、特例によって約4万2000円に下がった。

【改革の方向性】 (案)

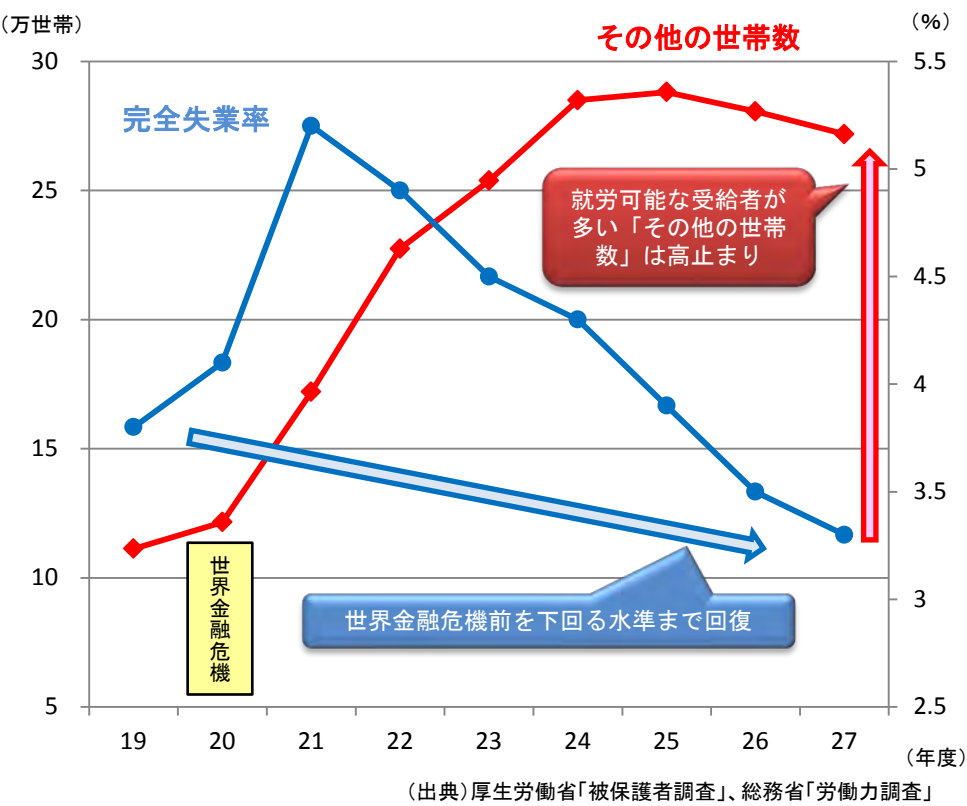
- 生活保護制度への信頼を確保するためにも、稼働収入の無申告等に係る不正受給については引き続き厳しい対応で臨むべき。
- 高額薬剤における不適正な事案発生を発見・防止するためにも、自治体においてレセプトデータの分析による、生活保護受給者への薬の二重支給の発見に引き続き努めることに加え、薬局を通じて生活保護受給者(患者)の服薬管理を徹底させるなど実効性ある改善策を図るべき。

就労促進に向けた取組

【論点】

○ リーマンショック後、急増した「その他の世帯数」は、雇用情勢の好転もあり、足下は減少傾向にはあるが、依然として、その水準はリーマンショック前に比べて高止まりしている。

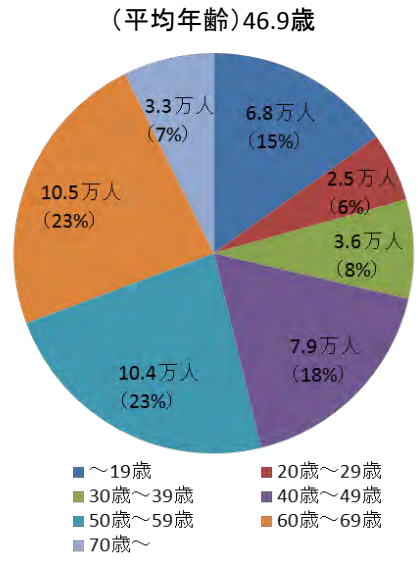
「その他の世帯数」と「完全失業率」



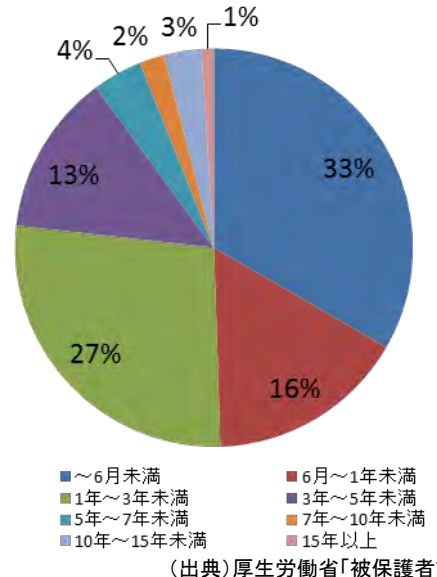
生活保護法

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

「その他の世帯」の年齢構成



「その他の世帯」における受給期間別の保護廃止世帯数割合 (平成26年7月分)



【改革の方向性】 (案)

○ 生活保護が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていることを踏まえ、引き続き、生活保護受給者に対する就労支援の取組を徹底すべき。その上で、正当な理由なく、就労に向けた取組を拒む受給者に対して、実効性ある方策を講ずることができるよう、平成30年度の制度見直しに37合わせて検討すべき。